



中電PG報知事項3  
2022年5月19日



# 災害再発防止検討プロセスの 見直し概要について

(請負会社様説明版)

2022年3月

中部電力株式会社 安全健康推進室 安全推進グループ

## 1 はじめに

中部電力(株)は、2019年12月に「中部電力グループ安全健康基本方針」を定め、共に働く仲間が安全で健康に職務に専念できるとともに、仕事を通じて自己実現ができる環境の整備に取り組んでおりますが、依然として同種類別の災害の発生が後を絶たず、2年連続で仲間の大切な命が奪われてしまう災害が発生しております。

こうした現状を踏まえ、発注者および事業のパートナーとして、中部電力3社の工事等に関係する全ての人の安全を守るため、災害再発防止検討プロセスを見直しいたしました（2022年4月1日から順次運用開始予定）。

皆様には趣旨をご理解いただき、是非ご協力をお願いいたします。

## 2 請負災害における問題点

### ① 発注者側の原因が追究されない，請負者側の原因については深堀が必要

- ・請負災害では，主として請負者様が事実確認や原因分析等を実施していることから，発注者の指示や作業環境の提供といった発注者側の原因が追究されない場合がある。
- ・請負者様の原因追究や対策樹立について，第三者的な視点や専門知識（災害再発防止検討プロセスに関するスキル）に基づくアプローチが不足し，原因の深堀や対策の有効性・実現性が十分でない場合がある。

### ② 請負作業の停止，再開に関する基準が不明確

- ・請負災害が発生した際，発注者は同種災害再発防止のために作業の一時停止を要請する場合があるが，作業の停止や再開に関する基準がない。

## 3-1 (1) 請負災害における問題点の改善

### ①原因追究に対する改善

#### (1) 中部電力関係者による請負者側調査の支援

- ・災害発生時，中部電力関係者は契約に基づき請負者様が行う**原因追究や対策立案を支援**させていただきます。
- ・支援にあたっては，発注者または事業のパートナーとして，**当社の知見を最大限に活用し積極的に協力**いたします。
- ・中部電力（株）は安全健康推進室に**安全専門員\***を配置しております。重傷以上の災害が発生した場合，**安全専門員は請負者様の視点に立脚し，協力**させていただきます。

※安全専門員とは，中部電力(株)の安全健康推進室に所属し，労働災害対応や安全推進活動などを専門に行う要員のことをいい，各事業会社（PG，MZ）の災害にも対応します。なお，安全専門員は社外安全専門家が行う労働災害の調査，原因分析，および対策立案などに関する教育を受講済です。

#### (2) 発注側調査チームの編成

- ・発注者の災害発生部署に，所属長をリーダーとする発注側調査チームを編成し，請負者様とは別に，発注側の原因調査や対策立案などを実施します。なお，発注側調査チームにも**安全専門員\***は必要に応じて参加します。
- ・発注側調査チームは，請負者様の関係者に対し「発注側調査チームへの参加」を依頼させていただく場合があります。また，請負者様からご要望があれば，請負者様が発注側調査チームにオブザーバー参加することを受け入れます。

## 3-1 (2) 請負災害における問題点の改善



### ①原因追究に対する改善（節度ある態度の再徹底）

請負者様の災害調査や災害審議会などに参加する中部電力3社の関係者に対し、以下の点を再徹底します。

#### 【周知内容（概要）】

- 請負災害の原因追究や再発防止対策などは、請負者様の責任において行われるものである（決定権は請負者様にある）こと、または建設業における「自主施工の原則」に配慮し、請負者様の主体性や独立性を尊重したうえで、発注者または事業のパートナーとして知見を最大限に活用し、請負者様に積極的に協力すること。
- 協力にあたっては、請負者様の意思・意見等を尊重し、威圧的または尊大な態度をとらないよう努めること。加えて、発注者側に災害発生の要因が潜んでいないかなど、公平公正な視点で検討を進めること。

請負側調査活動に支障を来す当社関係者の言動・行動を認めた場合は、ご遠慮なくその場でご指摘いただくか、中部電力(株)安全健康推進室へのご相談、またはヘルプラインへの通報をお願いします。

<中部電力(株)安全健康推進室 TEL：052-740-6849>

<中電グループ・共同ヘルプライン TEL：080-8661-7643 メール：[G.Helpline@chuden.co.jp](mailto:G.Helpline@chuden.co.jp)>

## 3-2 請負災害における問題点の改善



### ②請負作業の停止や再開に関する改善

#### (1) 災害レベルの設定※4

災害レベルは、請負者様と第三者の被災状況に応じ、発注者が決定します。

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
請負災害	—※3	軽傷 (休業14日未満)	ア 重傷 (休業14日以上) イ 電気, 墜落※1 ウ 重大な内容※2	死亡

※1 電気事業者として特に留意すべき電気災害と墜落災害については、撲滅に向けた重点的な再発防止が必要であることから、レベル3以上とします。

※2 「重大な内容」とは、集団で被災した災害（1事故3名以上の休業負傷）、および法令または規程類の重大な違反を伴う災害をいいます。

※3 請負者様の不休災害は、統計外（レベル1への該当はなし）としますが、参考情報としてご提供ください。

※4 災害の原因が第三者のみにある場合の災害レベルや対応は、別に定めます。

#### (2) 当該現場の作業停止・再開

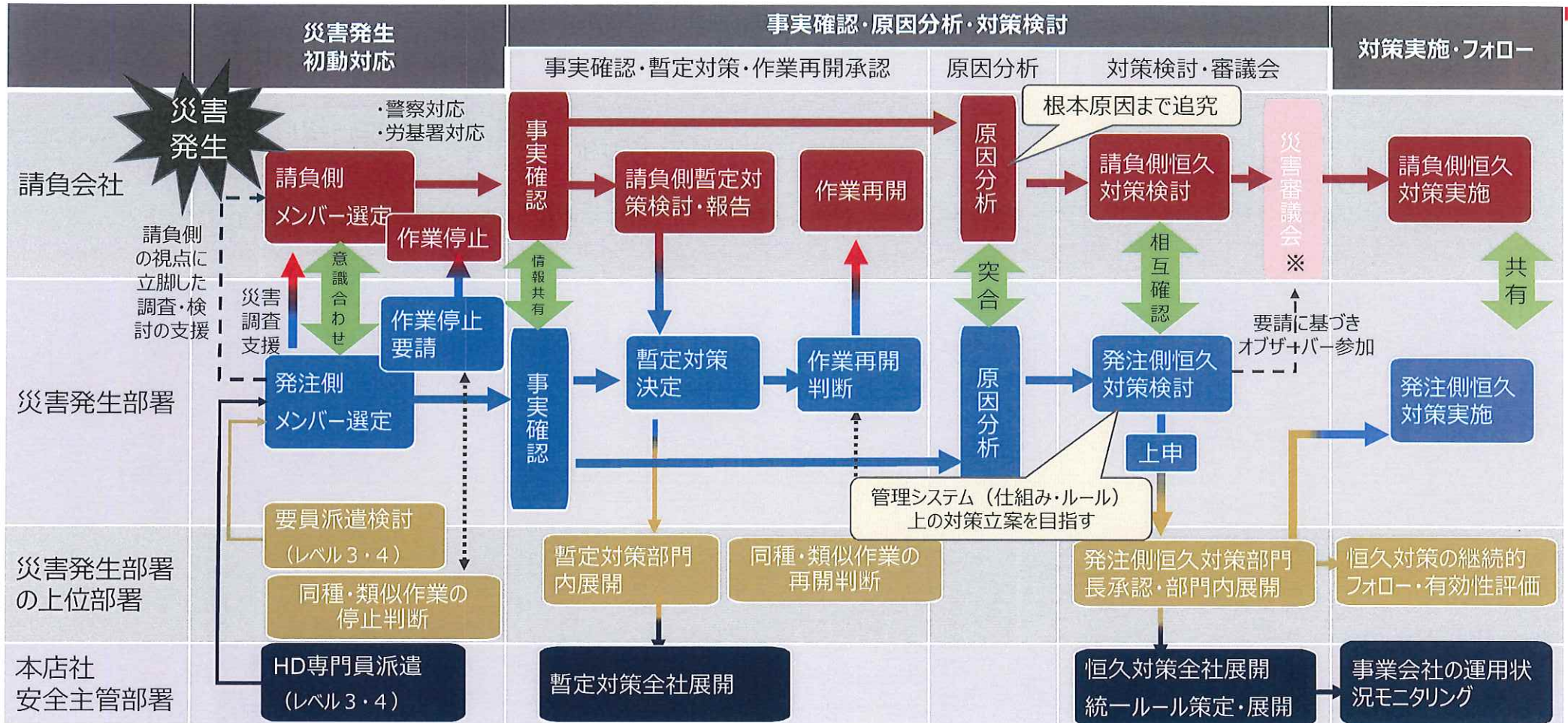
災害レベル	作業停止	作業再開
3, 4	当該現場作業を停止	暫定対策等の実施により当該現場の安全を確認※した後に作業を再開
2	当該現場で同種災害が再発する恐れがあると判断した場合、当該現場作業を停止	同上

※ 対策を講じなくても安全が確保されたと判断した場合を含みます。

・災害発生部署から連絡を受けた本店や本社、または支社が当該現場以外の作業を停止する判断は、上表とは別の基準（考え方）で行います。

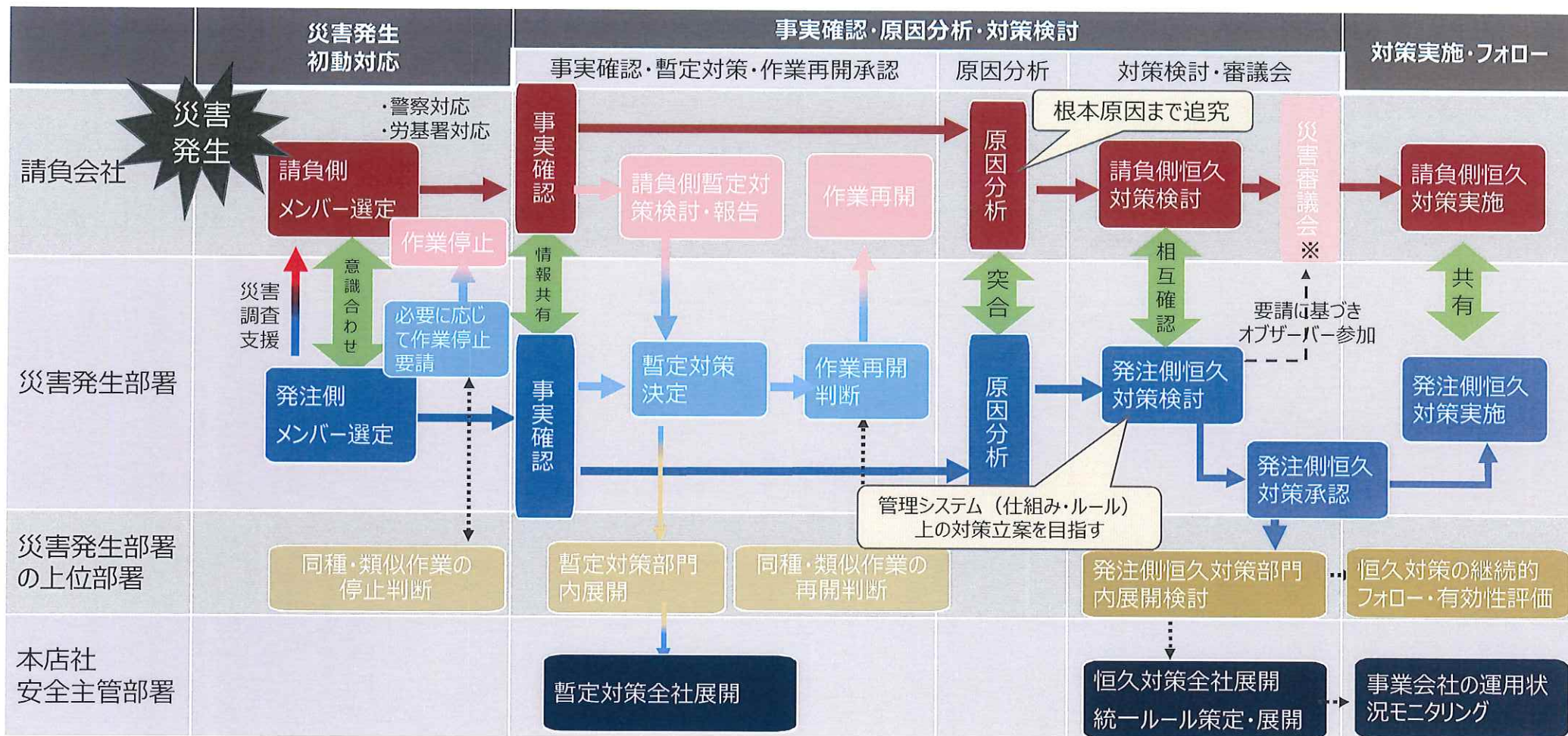
・作業停止に伴い工期や仮設安全対策費等を変更する必要がある場合は、災害発生部署へ申し出て下さい。

# 4-1 プロセスの見直し・明確化（災害レベル3・4）



7 ※本プロセスにより事実確認・原因分析・対策検討などの全てのステップにおいて双方の視点による審議がなされ、かつ請負者側との情報共有・突合・相互確認などが適切に実施された場合は災害審議会の開催を求めない、発注者側へ報告することのみを目的とした災害審議会の開催は求めないこととします。

## 4-2 プロセスの見直し・明確化（災害レベル2）



※本プロセスにより事実確認・原因分析・対策検討などの全てのステップにおいて双方の視点による審議がなされ、かつ請負者側との情報共有・突合・相互確認などが適切に実施された場合は災害審議会の開催を求めない、発注者側へ報告することのみを目的とした災害審議会の開催は求めないこととします。



## 5 その他、請負者様への依頼事項

### (1) 災害発生時の発注者への連絡について

災害レベルの決定は発注者にて行います。請負者様におかれましては、**負傷の程度にかかわらず、まずは災害発生部署へご一報**をお願いします（不休災害を含む）。

### (2) 重大ヒヤリハットの情報提供について

中部電力3社では、**ヒヤリハットのうち、レベル3・4の災害に相当する事象が発生したが、災害に至らなかった事象を「重大ヒヤリハット」と新たに定義し、これらを災害情報と同様に、管理・活用することといたしました。**

つきましては、**請負者様においてこれらの事象を認めた場合は、発注者の災害発生部署へ情報をご提供いただきますようお願いいたします。**

また、ご提供いただいた情報は、技術研究会や安全協議会などを通じて関連する請負者様へ提供するなど、同種類似の災害を防止する目的で活用させていただきます（目的外の活用はいたしません）。

---

# 完

※問い合わせ先  
中部電力 安全健康推進室 安全推進グループ  
TEL 052-740-6849